東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録手続き要綱

（団体の定義）

第１条　東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体とは、同好会の集まりで、全員が自主的に活動している団体である。

（目的）

第２条　この登録は、陶芸棟の利用を許可する団体を把握し、団体の生涯学習活動を推進することを目的とする。

（登録の条件）

第３条　登録しようとする団体は、次の条件を満たしていなければならない。

（１）構成員は５名以上で、町内在住の成人が構成員の３分の２以上を占めていること。

（２）団体の代表者（責任者）、構成員、運営方法並びに経費に関する事項が明確であること。ただし、代表者は町内在住の成人であること。

（３）団体は計画的、組織的、継続的に運営され、活動は原則として１か月に１回以上、定期的に行うこと。

（４）指導者中心又は、私塾的な運営でなく、会員相互の主体的な活動を基本としていること。

（５）活動は、すべて公開し、民主的に運営されること。

（６）利用団体の代表者で組織する陶芸棟利用団体協議会に参加すること。

（７）陶芸棟施設の器具類の取り扱いを熟知していること。

２　登録しようとする団体は、別紙様式１（東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書）を館長に提出し、教育委員会の許可を得なければならない。

３　登録された団体は、次の事項に留意して活動するものとする。

（１）申請内容に基づいた活動をすること。

（２）団体の代表者は、単なる当番ではなく、責任者としての自覚を持ち、その役割を十分に果たすこと。

（３）団体の指導者は、会員相互の自主的な活動の指導者としての自覚を持って指導すること。また、会員の中から指導者が育つように努めること。

（４）構成員に変更があったときは、速やかに届け出ること。

４　団体の登録期間は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとし、年度途中で登録した団体はその年度の３月 31 日までとする。

５　登録した団体が第３条第１項の各号に該当しなくなったときは、登録を取り消すことがある。

６　登録の更新手続きは毎年３月末までに行うものとする。

附　則

この要綱は、平成 11 年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式１

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書

年　　月　　日

東 浦 町 教 育 委 員 会

団　体　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体として登録したいので、下記により申請します。

記

活動日	毎週　　曜日 毎月	活動時間	午前　　午前 ～ 午後　　午後
会員数	(町内)　　名 名 (町外)　　名	会　費	年額　　円 月額

指導者	（ 氏　名 ）	（　住　　所　）	(電話番号)

（会員名簿）＊陶芸棟利用団体協議会へ参加する代表者は№を〇で囲んでください。
＊この表に書ききれないときは別表に記入してください。

№.	氏　　名	住　　所	電話番号	陶芸経験年数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（添付書類）１．会則　　２．前年度決算書（無い場合は予算書）